

No.	箇所		委員意見			委員意見への対応(案)		担当課(整理用)	
			修正前	修正後	理由	委員への回答(案)	採否		
1	素案	表紙	テーマ	～媛(ひめ)の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して	～「人生100年時代、一人ひとりが自己発揮できる共生社会を目指して」など	計画のテーマ「～媛の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～」について、「媛」の表現は愛媛県の歴史的な愛称として親しまれている一方で、女性を想起させる表現でもあります。 本計画が性別に関わらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すものであることから、多様性や包摂性がより伝わる表現への見直しについても検討いただきたいと思います。	今回の改定はあくまで、計画期間内の中間改定であることから、テーマの変更はしない予定でしたが、委員のご意見を伺い、確認したところ「～媛の国から始める」というテーマは第2次愛媛県男女共同参画計画中間改定時から10年間使用されていることから、以下のとおり時代に即したテーマ、表現に見直しを図りたいと考えております。 【テーマ見直し(案)】 ～人生100年時代、一人ひとりが自分らしく輝ける共生社会を目指して～	採用	少子化対策・男女参画課
2	素案	P8	Ⅲ 計画策定の背景 1 男女共同参画に関する世界、国の動き	これまで「売春防止法」を根拠として行われてきた 去 人 保護事業を抜本的に見直し……	これまで「売春防止法」を根拠として行われてきた婦 人 保護事業を抜本的に見直し……	あえて「婦人」の語を避けるためならば、単に「保護事業」とするか、または「女性の保護事業」としたほうがいいのではないだろうか。(新旧表にも同様の記述があります。)	厚生労働省の行政説明資料「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について(令和4年10月27日)において、「婦人保護事業の現状と課題」として「婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化」との記載があることから、当該部分を「 婦人保護事業 」に修正します。	一部採用	少子化対策・男女参画課 子育て支援課
3	素案	P12	Ⅲ 計画策定の背景 2 男女共同参画に関する愛媛県の動き 主要課題2 重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	・高校生、大学生を対象に、様々なライフイベントに直面した際に希望するライフコースを主体的に選択できるよう、自分らしい人生のビジョンを描くための正しい知識を身に着けるとともに、自身のライフプランについて考える機会を提供する出前講座を実施しました。	(追加) 高校生・大学生が地域の企業や多様な働き方に触れ、自らのキャリア形成について考える機会を充実させる	あくまでも、学校の既存の授業と連携して、という側面が良いと思いました。(学校の負担をなくすためにも)	当該項目は、令和3年度以降の県の動きを記載する項目であることから、委員ご意見を踏まえ、以下のとおり追加します。 高校生・大学生が地域の企業や多様な働き方に触れ、自らのキャリア形成について考える機会を提供しました。	採用	少子化対策・男女参画課 教育委員会
4	素案	P19	Ⅲ 計画策定の背景 3 社会経済環境の状況 1 人口減少、少子高齢化の進展	〔課題〕 ○ 少子化対策や、若者の転出超過の緩和は喫緊の課題となっています。	〔課題〕 ○ 少子化対策や、若者特に若年層の女性の転出超過の緩和は喫緊の課題となっています。	「若者」の中でも特に「若年層の女性」の転出超過が課題となっており、対策へ訴求するためにも具体的に記載してはどうか。	対策として行っている「ひめボス」は、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりを後押しすることで「若者」に選ばれる企業を支援しておりますが、実態として、住民基本台帳移動報告(総務省)を都道府県別に見たところ、愛媛県は若年層の転出超過の男女差が大きいたことがわかっているため、課題として述べている当該部分は、委員ご意見のとおりに「 特に若年層の女性 」を追加します。	採用	地域政策課 少子化対策・男女参画課
5	素案	P20,21	Ⅲ 計画策定の背景 3 社会経済環境の状況 3 地域社会	〔現状〕 〔課題〕	(追加) 〔現状〕地域活動において、特定の性別に特定の役割を期待する「古い風習」が残っています。 〔課題〕地域に根付く固定的な性別役割分担の解消にも取り組む必要があります。	地域においては、特に会合や懇親の場などの日常活動において、特定の性別に特定の役割を期待する「古い風習」が根強く残っています。こうした慣習は地域運営におけるパワーバランスを偏らせる要因となっているため、意思決定の場への男女共同参画の推進と併せて見直していく必要があります。これにより、多様な視点が活かされる持続可能な地域づくりに資するものと考えます。また、こういったことが若い世代の地域離れの要因のひとつだと考えられることから提案しました。	国計画第9分野において、若者が出身地を離れる理由の内「地元を離れたかったから」という回答が3位。特に女性に多く、固定的な性別役割分担意識が原因となっていると指摘されていることから、社会経済環境の状況として委員ご意見を反映し、次のとおり修正します。 3 地域社会の状況 〔状況〕 ○ 地域社会において、特定の性別に特定の役割を期待する「古い風習」が根強く残っています。 〔課題〕 ○ 男女共同参画社会の実現の大きな障壁となっている地域社会の固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に継続的に取り組む必要があります。(主要課題2へ反映)	採用	少子化対策・男女参画課
6	素案	P27	主要課題1 男女の人権の尊重 重点目標(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(課題) ・被害者支援にあたっては、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要があることから、関係機関等との連携強化、相談や保護等の体制や被害者の自立支援に向けた体制の充実に努める必要があります。	(課題) ・被害者支援にあたっては、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要があることから、関係機関等との連携強化、相談や保護等の体制や被害者の自立支援に向けた体制や専門職の研修機会の充実に努める必要があります。	多様な相談に対処するためには、専門職の研修の機会が重要であると考えことから追加記載してほしい。	委員ご意見のとおりで、被害者支援に携わる方への研修の機会は重要であるため追加することとしますが、国計画上の「専門職」とは、「医師、看護師、薬剤師等の医療関係者、教職員、法曹、公認心理師等の被害者に接する可能性のある専門職」との記述があり、専門職と相談員等の支援者の両方を対象とするため、次のとおり修正します。 (課題) ・被害者支援にあたっては、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要があることから、 相談員等の支援者や被害者に接する可能性のある専門職に対する研修機会の充実に取り組む必要があります。また、関係機関等との連携を強化し、相談・保護等の体制や被害者の自立支援に向けた体制の充実に努める必要があります。(施策の方向性に追加) 力 相談員等の支援者や被害者に接する可能性のある専門職に対する研修機会の充実	採用	少子化対策・男女参画課 子育て支援課
7	素案	P28	主要課題1 男女の人権の尊重 重点目標(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	施策の方向④性暴力への対策の推進 エ 性犯罪・性暴力が許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であることの啓発。	施策の方向④性暴力への対策の推進 エ 性犯罪・性暴力が許されない行為であること、同意のない性的な行為、および同意が自由な意思に基づかない状況での性的な行為は、性暴力であることの啓発	近年、性暴力の認定においては「形式的な同意」の有無以上に、その同意が支配関係や心理的圧力等から独立した「自由な意思に基づくものか」という実質的側面が重要な論点となっていることを踏まえ提案しました。	国計画では「同意が自由な意思に基づかない状況」という文言は使われておりませんが、委員ご意見のとおりで、内閣府の性暴力に関するパンフレット等において「同意のない性的な行為は「性暴力」です。相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたら、本当の同意があったことにはなりません。」といった記載があるなど、「自由な意思に基づくものか」といった視点の啓発は重要であることから、次のとおり修正を反映します。 エ 性犯罪・性暴力が許されない行為であること、同意のない性的な行為や、自由な意思決定が困難な状況で行われた性的な行為は、性暴力であることの啓発 (参考:性犯罪関係の法改正等Q&A(法務省)より) Q2 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪は、強制わいせつ罪・強制性交等罪や準強制わいせつ罪・準強制性交等罪と比較して、どこが違うのですか。 A2 性犯罪の本質的な要素は、「自由な意思決定が困難な状態で行われた性的行為」であることだと考えられます。	一部採用	少子化対策・男女参画課 警察本部
8	素案	P33	主要課題1 男女の人権の尊重 重点目標(3) 障がいを通じた男女の健康支援	施策の方向③仕事と健康課題の両立支援(具体的施策) (担当:企画振興部、保健福祉部) ア 県内企業が行う次の取組み支援を実施。 イ	担当:企画振興部、保健福祉部、経済労働部	県内企業が行う取組みを支援ということであれば、「経済労働部」が担当することもあるのではないかと。	現状、関連事業は当課と健康増進課の事業ですが、労働行政の所管は経済労働部にあることから委員ご意見のとおりに 経済労働部を追加 します。	採用	少子化対策・男女参画課 健康増進課 労政雇用課
9	素案	p33(2カ所) p35(1カ所) (※3カ所とも書きぶりが同じ)	主要課題1 男女の人権の尊重 重点目標(4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	性的指向や性的マイノリティに関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があつてはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。	性的マイノリティに関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があつてはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。	性的指向:どのような性別の人を好きになるか。 性自認:自分をどの性別と認識しているか「心の性」 性的マイノリティ:身体性の、心の性、恋愛対象となる性などのあり方が社会の多数派と異なる人々 以上の意味を鑑みると「性的マイノリティ」のみの記載が適切ではないかと思われる。	p33、35、59の「性的マイノリティ」の記述は、困難な状況に置かれる要因の一つとして記載されたものであり、「性的マイノリティ」のみの記載で示すことができるため、委員ご指摘のとおり修正を反映いたします。 なお、p33の(現状)と(課題)、p35の(具体的施策)の書きぶりが重複しているため、意図を変えない範囲で次のとおり書きぶりを修正します。 (現状)⇒3ボツ目と4ボツ目を統合 ・様々な属性(性的マイノリティ)に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であること等)を理由とした社会的困難を抱えている場合、社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見があいまって、更に複合的な困難を抱えることがあります。 (課題) ・様々な属性(性的マイノリティ)に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であること等)を理由として困難な状況に置かれている人々についての正しい理解を広め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。 (具体的施策) ・多様性を認め合い、理解を促すための人権教育や啓発活動の促進	一部採用	少子化対策・男女参画課 人権対策課

No.	箇所		委員意見			委員意見への対応(案)		担当課(整理用)	
			修正前	修正後	理由	委員への回答(案)	採否		
10	素案	p34	主要課題1 男女の人権の尊重 重点目標(4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	施策の方向性②困難な問題を抱える女性等の保護体制の充実 ア 警備会社や警察と連携した加害者からの追求に対する備えの強化	「追求」にはいいことを求めるというポジティブなイメージのことはなので違和感があります。	委員ご意見のとおり「追求」とは、「目的や理想を達成するためにどこまでも追い求めること。利益や幸福、美しさなど求める対象が手に入れたいものである場合に使用されるもの」であることから、次のとおり修正します。 ア 警備会社や警察と連携した加害者からの 再被害 に対する備えの強化 ※他の修正(案) ・加害者からの二次加害 ・加害者からの執拗な被害 ・加害者からの反復	採用	少子化対策・男女参画課 子育て支援課 警察本部	
11	素案	p57	主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備 重点目標(3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備	性的指向やジェンダーアイデンティティに関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であること等を理由として困難な状況に置かれている人々や、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々について人権尊重の観点から人権教育や啓発活動の促進	33P同様 ジェンダーアイデンティティ: SOGI性的指向、性自認 「性的マイノリティ」で包括されるのではないか。	上記と同様「性的マイノリティ」に統一し、委員ご意見のとおり修正します。 (参考: ジェンダーアイデンティティについて) 令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」によると、『「ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。』とあり、「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」の頭文字をとって「SOGI」という略称で使用されていることから、「SOGI」又は「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」のどちらかが包括的な言葉となっております。 今回の修正箇所は「困難状況に置かれる要因の一つとして示す言葉であることから「性的マイノリティ」のみを使用するのが適切ですが、「性的マイノリティ」はあくまで「多数派と異なる人々」を指しているため包括される言葉ではないと考えております。		少子化対策・男女参画課 人権対策課	
12	素案	p59以降	主要課題5 雇用等における男女共同参画の推進 重点目標(2) 職業生活における女性の活躍推進		女性活躍推進を女性個人への支援や登用促進だけでなく、企業・組織における育成力向上や対話促進、働きがい向上の取組として推進する視点を追加していただきたい。	特に地方中小企業では、女性管理職比率の向上だけでなく、人材育成や組織風土の改善が重要な課題となっている。女性活躍は女性支援ではなく、組織の育成力向上であると思います。	委員ご意見を踏まえ、次のとおり追加します。 P61 重点目標(2)職業生活における女性の活躍推進 (現状) ・女性活躍の推進において、人的資本経営や健康経営、エンゲージメント向上といった人材に注目し、中長期定企業価値向上につなげる経営への関心が高まっています。 p62(課題) ・女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等による女性の参画拡大、男女間格差の是正に加え、女性のキャリア形成を促進するための支援や、安心して働き続けられる職場環境づくりに向けた組織風土の改善などが求められています。 p63(施策の方向② 男性の意識と職場風土の改革) ウ 人的資本経営や健康経営、エンゲージメント向上に資する企業経営者向けセミナー等の開催	採用	少子化対策・男女参画課
13	素案	p61	主要課題5 雇用等における男女共同参画の推進 重点目標(2) 職業生活における女性の活躍推進	重点目標(2) 職業生活における女性の活躍推進	重点目標(2) 職業生活における女性の活躍推進及び組織の育成力向上	ひめボス推進からもそのような趣旨ではないかと思いました。	組織の育成力向上は、「職業生活における女性の活躍推進」の手段だととらえているため、本計画において定める目標は原案どおり「職業生活における女性の活躍推進」とさせていただきます。	不採用	少子化対策・男女参画課
14	素案	p67	推進体制 3 拠点施設の充実、機能強化	記載なし	(以下の文章を追加) ・国の男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」であり、地域における諸課題の解決に取組む各地の男女共同参画センター等の支援を行う「センターオブセンター」である独立行政法人男女共同参画機構(JGEPA)の支援のもと、県の拠点である「男女共同参画センター」は、地域と連携し男女共同参画社会の形成に努めます。	2026年4月1日に発足した独立行政法人男女共同参画機構(JGEPA)との関係性を明記してはどうか。	委員ご意見のとおりJGEPAとの連携について追記するとともに、男女共同参画センターの業務及び運営についてのガイドラインを基に以下のとおり追記します。 ・「男女共同参画センター」は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として、男女共同参画社会の実現に向けて以下の業務を行います。 ①地域の課題及びニーズの把握 ②男女共同参画の推進に向けた情報発信、広報、啓発活動や地域課題解決に資する講座・研修の実施 ③地域の課題解決のための企画立案等への参画 ④地域住民からの各種相談対応 ⑤地域の経済団体、企業、自治会、NPO、相談支援機関等様々な関係者との連携 ・「男女共同参画センター」は、各地の男女共同参画センター等を速やかにかつ強力に支援する「センターオブセンタース」として設立された独立行政法人男女共同参画機構(JGEPA)と密接に連携し、地域の実情に応じた男女共同参画社会の形成促進に努めます。	採用	少子化対策・男女参画課
15	素案	p67		・地域の女性活躍に必要な人材発掘・育成及び防災力の拠点として、 人員の育成とネットワーク化 、先進的な取組事例の共有及び情報発信など機能強化を図ります。	・地域の女性活躍に必要な人材発掘・育成及び防災力の拠点として、 地域と連携し女性人材の育成 を図るとともに先進的な取組事例の共有及び情報発信など機能強化を図ります。	骨子の改定を踏まえた表記にしてはどうか。	委員ご意見に基づき、以下のとおり修正します。 「 男女共同参画センター 」は、地域の女性活躍に必要な人材発掘・育成及び防災力の拠点として、 地域と密に連携し、女性人材 の育成とネットワーク化、先進的な取組事例の共有及び情報発信など機能強化を図ります。	一部採用	少子化対策・男女参画課
16	素案	p9	【事務局追加】 Ⅲ 計画策定の背景 1 男女共同参画に関する世界、国の動き	上記関連	上記関連	上記関連	【事務局(案)】 上記の前提として、令和7年6月の男女共同参画機構法・整備法の成立による男女共同参画社会基本法の一部改正が行われた点を「Ⅲ 計画策定の背景」 「1 男女共同参画に関する世界、国の動き」p9に以下のとおり追記しました。 また、同年6月、(独)男女共同参画機構法及び関係法律の整備法の成立に伴い、男女共同参画社会基本法が一部改正され、男女共同参画センターが関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として位置づけられるとともに、センターとしての機能を担う者に男女共同参画機構と密接に連携する努力義務が課せられました。		少子化対策・男女参画課
17	素案	P69以降			女性管理職比率等の量的指標に加え、働きがい、キャリア形成支援、職場における対話促進等の質的な成果を把握できる指標についても今後検討いただきたい。		定性的(質的)な指標を数値として設定することは容易ではないので今回の改定時には難しいですが、組織風土など、質的な向上が、誰もがいきいきと働ける職場には不可欠であることから今後の検討課題とさせていただきます。	不採用	少子化対策・男女参画課